

## 下古屋自治区運営細則

下古屋自治区規約の適正な運用を確保し、併せて迅速な事務処理を行うため、運営細則を定める。

第 1 条 地域住民の自治区に対する意見の表明、要望等は、原則として組長を通じて行うものとする。

第 2 条 規約第 11 条の役員の区長、副区長の選任については、次のとおりとする。

(1) 役員は、役員選任委員会（以下「委員会」という）を設置し、委員会において候補者を選任する。

(2) 委員会の委員の構成は、別表 1 のとおりとする。ただし、組長 5 名は別表 2 の地域別の組単位毎に 1 名を選出する。

(3) 委員会には、委員の互選により委員長・副委員長を置く。

(4) 委員会の任務は、役員候補者を選任し、総会に提案する。

(5) 委員会は、委員長が必要と認めるとき招集する。

2 委員会は、次の事項を考慮して役員の選任にあたる。

(1) 役員としての職責に耐え得る者を選任するとともに、事前に役員候補者の了承を受けるものとする。

(2) 役員に選任された者は、概ね次の例に準ずる理由がなければこれを拒むことができないものとする。

① 概ね 1 か月以上の療養を要する疾病の回復から、6 か月以上を経過していない場合。

② 自治区内に居住して 3 年未満の場合。

③ 区長に限り、その就任について法律上の規制を受ける場合。

別表 1 選任委員の構成

| 選 出 先 団 体 等    | 人 員  |
|----------------|------|
| 区長・副区長         | 3 名  |
| 顧問代表           | 1 名  |
| 評議員代表          | 1 名  |
| 組長代表（別表 2 による） | 5 名  |
| 県営四郷住宅自治会長     | 1 名  |
| 下古屋松栄会会長       | 1 名  |
| 合 計            | 12 名 |

別表 2 組長代表委員の地域別

| 地 域 | 人 員 | 地 域 別 の 組         |
|-----|-----|-------------------|
| 下古屋 | 1 名 | 1・2・3・19          |
| 東 畑 | 1 名 | 7・8・9・10・18・20・24 |

|               |    |                                              |
|---------------|----|----------------------------------------------|
| 与茂田・森<br>前・西山 | 1名 | 4・5・6・11                                     |
| 森前南           | 1名 | 21・22・23・25・26・27・28<br>29・30・71・72・73・75・76 |
| 六反田南          | 1名 | 31・32・33・34・35                               |

第 3 条 区長、副区長は四郷区の役員を兼務する。

第 4 条 規約第 35 条の区費は、次のとおりとする。

| 区 分             | 金額 (6か月当り) | 備 考 (解釈等)                                              |
|-----------------|------------|--------------------------------------------------------|
| 一 般 世 帯         | 5,000 円    | 1戸 (世帯) 当たり、1番地を1戸分譲マンション                              |
| 賃貸集合住宅の世帯       | 3,500 円    | 賃貸のマンション、アパート等<br>県営住宅                                 |
| 賃貸集合住宅の<br>母子世帯 | 2,000 円    | 県営住宅、賃貸のマンション、アパー<br>ト等の母と未成年の子 (満 20 歳未満)<br>とで構成する世帯 |
| 賃貸集合住宅の<br>独身世帯 | 2,000 円    | 单身、配偶者のない独り暮らし世帯                                       |
| 高齢者単独世帯         | 免 除        | 75歳以上独居老人世帯                                            |
| 生活保護世帯          | 免 除        | 生活保護法に基づく世帯                                            |

注1. 一般世帯の1戸 (世帯) 当たりとは、1番地を1戸とし、1つの番地内に2戸以上の建屋があっても、地番、枝番が同じであれば1戸とする。

注2. アパート・マンション等集合住宅入居者 (県営住宅を除く) は、原則として貸主 (管理会社を含む) から徴収する。

注3. 災害等の被災世帯、生活困窮の世帯については、自治区三役会で検討し、区費の納入を免除、減額することができる。

注4. 上記の定めのない事案が発生した場合は、区長の判断に委ねる。

2 区費は、1か年分を前期・後期に分割し、前期は4月1日を基準日として5月に組長を通じて徴収し、後期は10月1日を基準日として10月に組長を通じて徴収する。

3 納入された区費は、転出等理由の如何を問わず返金しない。

第 5 条 規約第 36 条の(5) その他の収入は、次のとおりとする。

- (1) 自治区加入金 (2) 自治区運営協力金 (3) 寄付金 (4) 事業協賛金  
(5) 交付金 (6) 補助金 (7) 各種手数料 (8) その他

第 6 条 他の自治区より転入して自治区内に家屋を新築して居住し、新たに区民となる者並びに自治区内で新たに事業所を構える者は、前条の(1)に定める自治区加入金として金参万円也を自治区へ納入するものとする。

2 自治区内に居住していた者が、自治区内に家屋を新築した場合は、自治区加入金として金壱万円を自治区へ納入するものとする。

3 この自治区加入金は、特別会計として管理する。



第 7 条 自治区内に事業所を構える者は、第 5 条の(2)で定める自治区運営協力金を自治区へ納入するものとする。その金額は事業の形態により下表に定める。

| 事業の形態      | 区分・規模等          |        | 区運営協力金（年額） |
|------------|-----------------|--------|------------|
| 法人格の事業所    | 従業員数<br>(パート含む) | 100人以上 | 150,000円   |
|            |                 | 50人以上  | 80,000円    |
|            |                 | 10人以上  | 60,000円    |
|            |                 | 10人未満  | 15,000円    |
| 個人経営の事業者   | 代表者             | 地域外住居  | 10,000円    |
| 賃貸集合住宅の事業者 | 賃貸戸数            | 1戸あたり  | 1,000円     |

2 貸店舗等の借主の自治区運営協力金は貸主が連帯して支払い義務を負うものとする。(借主が指定期日までに納入しない時は貸主は請求のあった日より一か月以内に支払うものとする。)

3 賃貸集合住宅の事業者の自治区運営協力金については、平成 30 年度以降に自治区内に新設した賃貸集合住宅に適用する。

4 自治区運営協力金は、4 月 1 日を基準日として 5 月に徴収する。

第 8 条 自治区に有給の事務職員を置くことができる。

2 事務職員の任命、待遇等については、役員会で協議決定する。

3 事務職員は、区長の指示により区務を処理する。

第 9 条 規約第 17 条第 2 項の役員等手当は、職務を遂行する上で必要な諸経費を支弁するため、次とおり手当を支給する。

|     |                                                                                                            |       |              |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------|
| 区 長 | 480,000 円／年額                                                                                               | 副 区 長 | 200,000 円／年額 |
| 組 長 | 各組長 5,000 円+(戸数×300 円)但し、20 組は 5,000 円とする                                                                  |       |              |
| 事務員 | 時 間 給 ①AM9:00～PM5:00……契約により定める<br>②PM5:00～PM9:00……契約により定める<br>③PM9:00～AM9:00……契約により定める<br>自動車使用料……契約により定める |       |              |

第 10 条 自治区は、次の自治区内の諸団体に対し助成金を交付する。

| 団 体 名           | 助 成 金 額 (年額) |
|-----------------|--------------|
| 下古屋松栄会 (高齢者クラブ) | 100,000円     |
| ジュニアクラブ         | 40,000円      |
| 下古屋子ども会         | 40,000円      |
| 棒の手保存会          | 100,000円     |
| 年 行 司           | 50,000円      |
| まちづくり委員会        | 50,000円      |
| パソコン同好会         | 10,000円      |
| 下古屋の環境を守る会      | 15,000円      |

2 諸団体に対する助成金の可否は、役員会の決定による。

第 11 条 公民館の管理・運営については、別に定める「下古屋公民館管理運営規則」によるものとする。

第 12 条 自治区内の伝承行事の催行は、区長が年行司代表世話人に依頼する。

2 伝承行事の催行は、慣例によるものとし、変更のある場合は区長に報告するものとする。

第 13 条 環境委員は、ゴミの処理に関するもののほか環境衛生保全に関すること全般の業務を行う。

第 14 条 交通安全委員は、交通安全に関する業務を行う。

第 15 条 女性会は、自治区内の 20 歳以上、65 歳未満の女性を会員とする。

2 女性会に代表役員 2 名を選出し、任期は 2 年とする。

3 代表役員は、原則として各組長世帯の女性から区長が選出する。

第 16 条 井郷コミュニティ会議常設委員会（青少年育成・福祉・環境安全・スポーツ）の委員は、区長が委嘱する。原則として組長より選出する。

第 17 条 自治区々民が死亡した時は、組長等関係者は速やかに区長に報告するものとする。

2 区長は、原則として自治区を代表して、香料を供え会葬するものとする。

3 区長は、訃報を受けたときは遺族の了解を得て、葬儀の日程を速やかに区民に通知する。

4 自治区々民の葬儀については、『自治区における葬儀の取り決め』に基づいて執り行うものとする。

第 18 条 この運営細則を改廃する場合は、役員会の審議を経て決定する。

附 則 この運営細則は昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

平成 8 年 4 月 1 日改定

平成 9 年 1 月 1 日改定

平成 14 年 4 月 1 日改定

平成 19 年 10 月 27 日改定

平成 25 年 3 月 8 日改定

平成 29 年 4 月 1 日改定

但し、第 4 条に定める区費のうち、賃貸集合住宅（県営住宅を除く）の区費については平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

令和 3 年 4 月 1 日改定

令和 5 年 4 月 1 日改定

令和 6 年 4 月 1 日改定

令和 7 年 4 月 1 日改定